

平生町告示第16号

令和7年第6回平生町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和7年7月29日

平生町長 浅本 邦裕

1 期 日 令和7年8月1日

2 場 所 平生町議会議場

3 付議事項

(1) 専決処分の承認について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(2) 専決処分の承認について

固定資産税の不均一課税に関する条例

(3) 令和7年度平生町一般会計補正予算

○開会日に応招した議員

原 真紀さん

長尾 忠明君

中村 一幸君

中本 敦子さん

中川 裕之君

河藤 泰明君

岩本ひろ子さん

河内山宏充君

平岡 正一君

細田留美子さん

中村 武央君

○応招しなかった議員

令和7年 第6回(臨時)平生町議会会議録(第1日)

令和7年8月1日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和7年8月1日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 承認第3号 専決処分の承認について
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 承認第4号 専決処分の承認について
固定資産税の不均一課税に関する条例
- 日程第6 議案第33号 令和7年度平生町一般会計補正予算
- 追加日程第1 周東環境衛生組合議会議員の選挙について
- 追加日程第2 議会広報広聴調査特別委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 承認第3号 専決処分の承認について
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 承認第4号 専決処分の承認について
固定資産税の不均一課税に関する条例
- 日程第6 議案第33号 令和7年度平生町一般会計補正予算
- 追加日程第1 周東環境衛生組合議会議員の選挙について
- 追加日程第2 議会広報広聴調査特別委員会委員の選任について

出席議員(11名)

1番 原 真紀さん	2番 長尾 忠明君
3番 中村 一幸君	5番 中本 敦子さん
7番 中川 裕之君	8番 河藤 泰明君

9番 岩本ひろ子さん 10番 河内山宏充君
11番 平岡 正一君 12番 細田留美子さん
13番 中村 武央君

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 重歳 征二君 書記 宮地 恵三君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 浅本 邦裕君 副町長 …………… 友田 隆君
会計管理者 …………… 金岡 泰史君 総務課長 …………… 中尾 和正君
地域振興課長 …………… 星出 一明君 町民福祉課長 …………… 淵上万理子さん
総務課財務班長 …………… 山本 順一君

午前9時00分開会・開議

○議長(中村 武央君) ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年第6回平生町議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長(中村 武央君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において、平岡正一議員、細田留美子議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長(中村 武央君) 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中村 武央君) 御異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（中村 武央君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

赤松義生議員より、令和7年7月16日付で議員辞職願が提出されましたので、地方自治法第126条ただし書の規定に基づき本職において、7月18日に辞職を許可いたしましたので、御報告いたします。

そのほか、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査の結果報告、本臨時会における議案等の説明のため出席を求めた者の職氏名の報告は、お手元に配付の文書のとおりであります。

これをもって、諸般の報告を終わります。

○議長（中村 武央君） ここで暫時休憩をいたします。

休憩中に委員会室で全員協議会を開催し、全員協議会終了後に本会議を再開いたしますのでよろしく願いをいたします。

午前9時02分休憩

.....
午前9時33分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。

日程第4. 承認第3号

日程第5. 承認第4号

○議長（中村 武央君） 日程第4、承認第3号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について」、及び日程第5、承認第4号「固定資産税の不均一課税に関する条例の専決処分の承認について」を、一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の皆様、おはようございます。

例年になく早い梅雨明けを迎え、雨不足による農作物への影響が懸念されているところでございます。

また、連日の猛暑はさらに厳しさを増し、熱中症警戒アラートが頻繁に発表されております。体調管理が難しい状況が続いておりますが、健康管理には十分御注意いただき、町民の皆様にも広く注意を呼びかけていただければ幸いです。

そうした中、令和7年第6回平生町議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様方におかれましては、お忙しい中にもかかわらず全員の御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本臨時会に御提案申し上げます議案は、承認2件、予算1件でございます。

それでは、承認第3号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、御説明申し上げます。

令和6年第4回平生町議会定例会、議案第41号で議決をいただきました「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」において、特殊勤務手当を改めた際に、下水道維持管理費手当について、意図せず支給額を改正していたことが判明したため、改正前の正しい支給額に改めるものです。

条例改正以降における当該手当の支給実績はありませんでしたが、早急に改めるため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり7月1日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

続きまして、承認第4号「固定資産税の不均一課税に関する条例」につきまして、御説明申し上げます。

本条例につきましては、同名の条例がございましたが、令和7年3月31日をもって失効していたことが判明したため、失効した条例の効力を継続させるため、新たに制定するものです。

失効した条例は、半島振興法に基づいて制定している性質上、半島振興法の有効期限に沿って失効する規定を設けており、半島振興法の有効期限が令和7年3月31日から令和17年3月31日へ延長となったことから、条例が効力を失う前の令和7年3月31日までに、有効期限を改正を行うべきところを見落としておりまして、令和7年3月31日をもって失効したものとなります。

条例の効力を早急に継続させるため、地方自治法179条第1項の規定により、別紙のとおり7月1日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

以上もちまして、承認2件の議案につきましての提案理由説明を終わらせていただきます。

なお、説明不足の点もあろうかと思っておりますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えをいたしたいと存じます。御審議の上、御承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中村 武央君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、提出議案に対する質疑に入ります。

一括で質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 以上で討論を終わります。

これより、採決に入ります。

まず、承認第3号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について」の件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、承認第3号は、原案のとおり承認されました。

続きまして、承認第4号「固定資産税の不均一課税に関する条例の専決処分の承認について」の件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、承認第4号は、原案のとおり承認されました。

日程第6. 議案第33号

○議長（中村 武央君） 次に、日程第6、議案第33号「令和7年度平生町一般会計補正予算」を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） ただいまは、承認2件につきまして、御承認を賜りましてありがとうございます。

続きまして、予算1件の議案につきまして、御説明申し上げます。

議案第33号「令和7年度平生町一般会計補正予算」であります。

このたびの補正予算は、981万円を増額いたしまして、予算総額は64億2,648万8,000円となるものであります。

まず、12ページの歳出から御説明いたします。

民生費の児童福祉費におきまして、物価高騰の影響により大きな負担が生じている子育て世帯に対し、未就学の児童一人当たり3万円を給付する平生町未就学児子育て応援給付金支給事業の実施に要する経費を計上いたしております。

続きまして、11ページの歳入につきましては、歳出の財源として国庫支出金に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を計上いたすほか、財政基金繰入金を増額いたすものであります。

なお、13ページから給与費明細書を添付しておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

思います。

以上をもちまして、予算1件の議案につきましての提案理由説明を終わらせていただきます。

なお、説明不足の点もあろうかと思しますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えをいたしたいと存じます。御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中村 武央君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。長尾忠明議員。

○議員（2番 長尾 忠明君） 質問させていただきます。歳出の目、未就学児子育て応援給付金事業費、節が負担金補助及び交付金の840万円なんですけれども、対象者一人当たり3万円ということで、この3万円なんですけれども、各世帯または個人になりますか、の方に対する所得税及び国民健康保険等に関係する、いわゆる課税所得になりますでしょうか。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

所得に入ります。ですので、もちろん計算してもらって、これを受け取らないほうが良いなどという方は受け取らないというのに入れてもらえれば良いのかなと思います。国費で、国が全国民に配る場合には、そういう所得は入らないということになっておりまして、各市町村がやっている事業については、所得を控除することはないというふうに税務署に確認を取っております。

以上です。

○議長（中村 武央君） ほかに質疑はありませんか。平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） この事業に反対するわけではございませんし、今の情勢の中で、やむを得ない選択かなと思っておりますが、大変心配しておるのは、やっぱ職員です。

今度の参議院選挙でも、各政党が減税だの、給付金だのいろいろと訴えておられましたが、最終的には地方公共団体の職員が、全部働くことになるんですね。この姿については、さすがに最近のマスコミも、地方公共団体の職員の疲弊状況というのを取り上げて、論調も活発になってきております。平生町でも、このことが私が一番心配なんです。

例えば、前の政権がやられた減税政策の推進は、現在でもまだ続いておるんですね。

それから、職員がこういった政策を打つたびに疲弊をしていくと。このことを、大変心配しております。このことについて、どのような考えを持って今回の提案されるのか、町長の職員に対する思いをお伺いしたいと思います。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

おっしゃるとおり国が行う制度でございますので、私どもがとやかく申し上げる立場にはあ

りませんが、もう2年前ですかね、所得税控除ですか。4万円というのがありまして、これまだ、いまだに実施しなきゃいけない状況が続いております。本当に長い間、大変な、職員には苦勞をかけているなというふうに思っている。

したがって、私も思うんですが、やっぱり国に対してですね、物申すようなことがないといけないと思うんですが、政策によって、これだけの地方の職員の荷重がかかりますよということをはっきり申し上げないといけないと思います。

ただ一つの町が言ってもたかが知れてますんで、これはやっぱり市長会、町村会、知事会、これら含めて地方6団体が一緒になってですね、国のほうに要望していかなきゃいけないなというふうに思っております。

したがって、政策ができる、こういう政策をとということがあったときには、必ずですね、この場合には、地方職員がこれだけの労働力が必要で、これだけの勤務外の仕事が入ってくるというようなことを、はっきり国に申し上げていかなきゃいけないというふうに思っておりますので、これを機会にですね、ぜひ地方6団体で一緒になって国に要望していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 今の答弁は全うな答弁ですけど、それはそれでやっていただきたいんですが、当面、今、平生町の職員に対して、いろんな負担をかけることについて、町長のお考えを聞いたわけですから、職員に対するいろんな激励、慰勞、そういったこともいろいろかと思ひます。そのことについてのお考えを聞いておきたいと思うんです。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えします。

確かに、今、大変な過重労働が続いてるのかなというのは、私も承知しております。たまたま、今、夏休みに入ってますので、夏休み期間、もしくは夏季休暇及び年休を使ってもらって、少しでも休みを取っていただきたいなというふうに思っております。

そうはいつでも、休みを取れるだけの量の仕事があると。おっしゃるとおりでございます。それをどうにかしてやっていくというのが、公務員としての責務だろうと思っております。ただ、やっぱり平生町の職員は少なすぎるというのは、もう自覚しております。

今回も、この10月1日に採用試験をやっております、明日、私、面接試験がありますけど、何とかしてこの10月からでも職員を採ってですね、職場に入ってもらいたいという気持ちが1点。

それから御承知のとおり、また来年度、新規採用する職員の、今から試験も行うようにしておりますんで、何とか職員数を増やしてというか、ちゃんと定数にまで持っていきたいなというふ

うに思っております。

いずれにいたしましても、職員たちの疲労度を私も見させてもらいまして、これから先どういう対応ができるのかということも含めまして、また他市町の状況等も、いろいろ情報交換して、どういうやり方があるのかなということも含めてですね、検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村 武央君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 次に、本案に対する賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 以上で、討論を終わります。

これより、採決に入ります。

議案第33号「令和7年度平生町一般会計補正予算」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

委員会室で、全員協議会を開催いたしますので、議員の皆さんは御移動をお願いいたします。

再開を午前10時15分、10時15分といたします。

午前9時53分休憩

.....
午前10時15分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。

お諮りいたします。「周東環境衛生組合議会議員の選挙について」を追加日程として議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、「周東環境衛生組合議会議員の選挙について」を追加日程第1として議題とすることに決しました。

追加日程第1. 周東環境衛生組合議会議員の選挙について

○議長（中村 武央君） 追加日程第1、「周東環境衛生組合議会議員の選挙について」を議題といたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選で行いたいと思います。これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。被選挙人の指名の方法につきましては、議長において指名することにしたと思います。これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

ただいまから、指名をいたします。周東環境衛生組合議会議員に細田留美子議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました細田留美子議員を当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました細田留美子議員が当選をされました。

ただいま当選されました方が議場におられますので、本席より会議規則第30条第2項の規定により告知をいたします。

お諮りいたします。「議会広報広聴調査特別委員会委員の選任について」を追加日程として議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、「議会広報広聴調査特別委員会委員の選任について」を追加日程第2として議題とすることに決しました。

追加日程第2. 議会広報広聴調査特別委員会委員の選任について

○議長（中村 武央君） 追加日程第2、「議会広報広聴調査特別委員会委員の選任について」を議題といたします。

選任につきましては、平生町議会委員会条例第5条第4項の規定により、中川裕之議員を議会

広報広聴調査特別委員会委員に指名したいと思います。これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、中川裕之議員を議会広報広聴調査特別委員会委員に選任することに決しました。

ここで、暫時休憩をいたします。

委員会室で、議会広報広聴調査特別委員会を開催いたしますので、委員の皆さんは御移動をお願いいたします。

本会議の再開を10時30分、午前10時30分といたします。

午前10時18分休憩

.....

午前10時30分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。

ただいま、議会広報広聴調査特別委員会委員長から、委員会を開催し、委員長に原真紀議員を互選したとの申出がありましたので、御報告をいたします。

----- . ----- . -----

○議長（中村 武央君） 以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、令和7年第6回平生町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時30分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 武 央

署名議員 平 岡 正 一

署名議員 細 田 留 美 子